

# **学校いじめ防止 基本方針**

**大分市立大東中学校**

**令和 7 年 4 月**

## 目 次

1	学校いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめに対する基本的な考え方	1
3	いじめ防止の基本的な方向と取組	
(1)	指導体制、組織体制	2
(2)	年間指導計画	3
4	いじめ防止の措置	
(1)	いじめの予防	4
(2)	早期発見	4
(3)	いじめの対応	5
5	ネットいじめへの対応	
(1)	基本的な考え方	6
(2)	ネットいじめの未然防止・早期発見	6
6	重大事態への対応	
(1)	重大事態とは	6
(2)	重大事態対応について	6
—別紙資料—		
①	いじめ対応の基本的な流れ	7
②	重大事態への対応の流れ	8
③	いじめアンケート	9

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそがあるものである。

そこで本校では、いじめは「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。「いじめは子どもの尊厳を脅かす、卑劣な行為である」という認識に立ち、いじめが行われず、すべての生徒が安心して安全に学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、関係諸機関等との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ事案への適切かつ迅速な対処、さらに再発防止に努めることを旨として、ここに『学校いじめ防止基本方針』を定める。

また、『学校いじめ防止基方針』を学校ホームページに掲載すると共に、入学時や年度の開始時等に生徒、保護者等に説明する機会をもち、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に努める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

- (注 1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (注 2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (注 3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (注 4) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめ問題に取り組むにあたっては、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の迅速な「いじめ事案への対処」に的確に取り組むことが必要である。

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制

##### ①指導体制

(ア) 校長のリーダーシップのもと、学校の現状と課題をふまえて指導方針を決定する。その際、指導における具体的な行動基準を示し、全教職員が組織的に対応できるよう役割分担を明確にするよう努める。

(イ) 関係法令、「大分市いじめ問題対応マニュアル（改定版）」、学校いじめ防止基本方針等を効果的に活用した校内研修を行い、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的知識に基づいた研修の充実を図る。

なお、管理職は、研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。

(ウ) 日常の観察や「自学ノート」「個人面談」等から、いじめに関する情報を教職員全員で収集し、現状と課題を共有する。

(エ) 定期的にいじめなど児童・生徒の行動にかかわる情報交換会等を実施する。

(オ) いじめの兆候が見られた場合、迅速に組織的な対応を行う仕組みをつくる。

(カ) 生徒や保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。

(キ) いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取り扱いについては十分留意する。

(ク) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。

(ケ) 「児童生徒支援引継ぎシート」をもとに職員会議等で共通理解を図り、支援方針を検討・見直しを図る。

(コ) 日ごろから児童・生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

\*学校における「学校いじめ防止基本方針」は定期的に点検し、いじめ防止対策委員会等において、状況に応じて見直しを行う。

##### ②組織体制

名 称 いじめ防止対策委員会

構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭、

【緊急時】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員、その他

役 割 ○ 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し

○ 校内研修会の企画、立案

○ 調査結果、報告等の情報の整理、分析

○ いじめが疑われる案件の事実確認、判断

○ いじめ発生時における「いじめ防止対策委員会」の設置、サポートチームの結成

○ 関係諸機関への報告、相談

○ 配慮を必要とする生徒への支援

(2) 年間指導計画（学校いじめ防止プログラム）

月	年間指導計画	教職員研修
4	学級開き 相談窓口の周知 リエンテーション(1年) 学校面談 生徒総会	第1回いじめ防止対策委員会 ＊年間計画の確認、問題行動調査結果を 共有
5	体育大会 小中連絡会(1年)	校内研修 ＊いじめの早期発見・対応・対処について
6	中体連市総体 ネット安全教室	
7	生徒会役員選挙 防災学習	第2回いじめ防止対策委員会 ＊1学期の振り返りと2学期の準備
8	平和学習 人権作文・標語	校内研修 ＊いじめ事案について
9	防災学習 職業体験学習(2年) 宿泊体験学習(1年) 薬物乱用防止教室 読み聞かせ活動(3年)	
10	中体連新人戦	
11	修学旅行(2年) 合唱コンクール	
12	人権学習	第3回いじめ防止対策委員会 ＊2学期の振り返りと3学期の準備
1		校内研修 ＊いじめ防止の成果と課題について
2	入学説明会	
3	3年生を送る会 卒業式 学級編成	第4回いじめ防止対策委員会 1年間の振り返り、見直しと次年度の準備

## 4 いじめ防止の措置

### (1) いじめの予防

#### ①いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進する。そして生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

例：構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、ピア（仲間）サポート等

#### ②自己有用感や自己肯定感の育成

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

#### ③生徒自身（生徒会活動等）による取組

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

#### ④地域・家庭、関係諸機関との積極的連携

保護者、地域住民、子ども家庭支援センター、児童相談所そのほかの関係者との連携を図る。また、スクールサポートや警察署との連携を積極的に行う。

#### ◇学習指導の充実

○学びに向かう集団づくり ○意欲的に取り組む授業づくり

#### ◇特別活動、道徳教育の充実

○学級・生徒会活動の充実 ○ボランティア活動の充実

#### ◇人権・同和教育の充実

○人間関係づくりプログラムの実施 ○人権教育研修の充実

#### ◇情報モラル教育の充実

○情報モラル講演会等の実施

#### ◇教育相談の充実

○二者面談・三者面談の定期開催

#### ◇保護者・地域との連携

○学校いじめ防止基本方針等の周知 ○学校公開日の実施

### (2) 早期発見

#### ②早期発見の手立て

(ア) 観察 ○ 授業だけでなく休み時間や昼休み、放課後等の機会に、生徒の様子に目を配る。

(イ) 情報収集 ○ 自学ノートや日記を活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、情報を積極的に収集するとともに、信頼関係を構築する。

○ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### (ウ) アンケート調査等

○ 学期途中に1回以上の「いじめアンケート調査」を実施する。【別紙資料：いじめアンケート】

○ 「いじめアンケート」の生徒の回答に、いじめ（疑いも含む）を示すものがあった場合、学校として、いじめと捉え対応する。

## (イ) 教育相談

- 日常の生活の中での声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 毎学期に学校生活についてのアンケートを実施し、その結果をもとに教育相談を実施する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び関係諸機関との連携をする。

## (3) いじめの対応

### ① 基本的な考え方

いじめの兆候が発生した時は、問題を軽視することなく、担任一人で抱え込まず、早期に適切な対応を学年及び学校全体で組織的に行なうことが重要である。いじめにあった生徒のケアが最も重要なのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。

さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立するよう努める。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (イ) 教職員は一人で抱え込まず、関係学年職員やいじめ防止対策委員会と情報を共有する。速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。すべての記録については5年間保存する。  
また、いじめに関わる情報（疑わしいものも含めて）を速やかに「いじめ防止対策委員会に報告するとともに、「いじめ一報」及び「いじめ続報」を大分市教育委員会へ提出し継続して指導する。
- (ウ) 学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導及び再発防止の徹底を推進する。また、学校における出席停止制度などの適切な運用や被害生徒を擁護するための配慮として、別室指導など柔軟な対応に努める。
- (エ) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問など直接会って、より丁寧に行う。
- (オ) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会や関係諸機関と連携し、いじめの問題の早期解決を図る。
- (カ) スクールカウンセラーや相談機関と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリングなどの心のケアを行う。
- (キ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談し、対応方針を検討する。
- (ク) 加害生徒に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導とともに、加害生徒が抱える問題の解決を図る。

### ③ 保護者及び関係機関との連携

#### (ア) 保護者・家庭

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。とともに、保護者に解決に向けての協力要請を行う。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

#### (イ) 医療機関・児童相談所(子ども家庭支援センター)等

- ・専門的立場からの助言（必要に応じて、ケース会議を継続的に開催）を要請する。

#### ④いじめの解消

「いじめ続報」を提出し、いじめが解決したと思われる状態であっても、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察し支援を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

i)いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等によっては、より長期の期間を設定する必要がある。

ii)被害者本人及びその保護者に対し、面談等により、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。

### 5 ネットいじめへの対応

#### (1) 基本的な考え方

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、市教委や関係諸機関と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、パソコン、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見にくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

#### (2) ネットいじめの未然防止・早期発見

① 教職員の日頃の情報交換

② 日常の指導・観察・見守り・教育相談の充実

③ 発達段階に応じた指導

「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。

④ 保護者と連携した啓発活動

⑤ 専門機関との連携

人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### 6 重大事態への対応

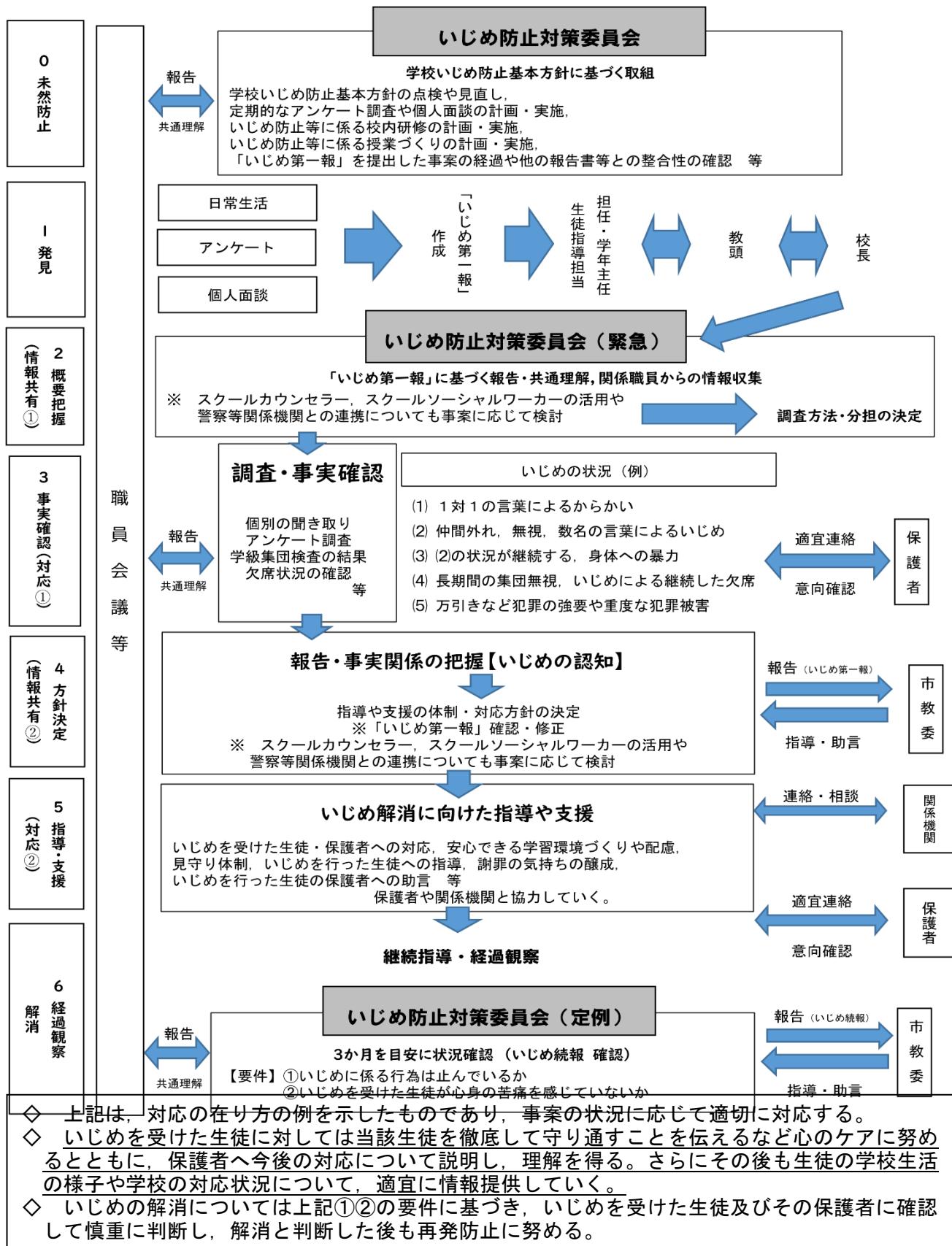
#### (1) 重大事態とは

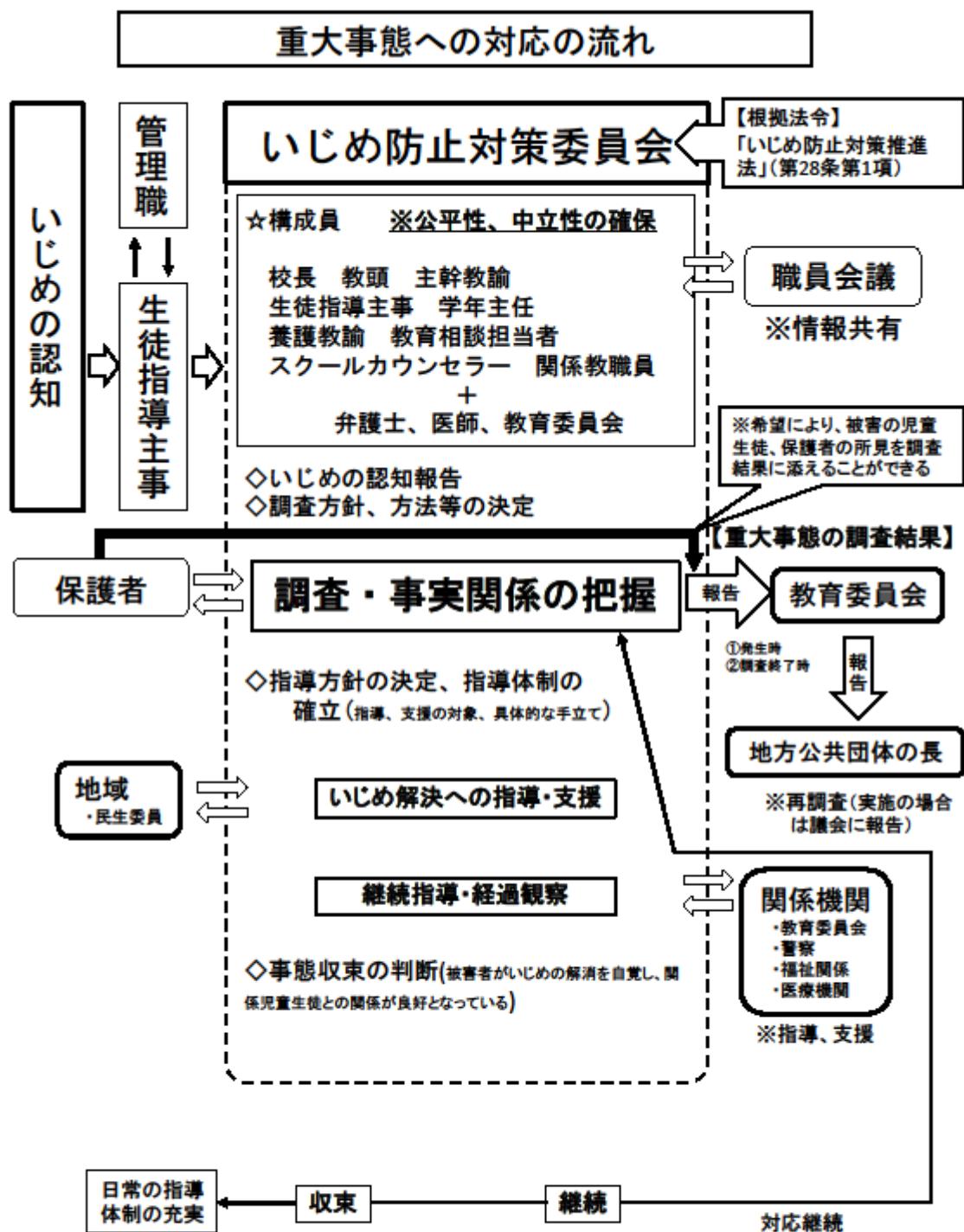
○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 重大事態対応について・・・【別紙資料：重大事態への対応の流れ】

## 対応の基本的な流れ





## いじめアンケート

次の1~11までの質問について、当てはまる記号に○をつけてください。 「その他」を選んだ場合には、( )の中に簡単に文書で記入してください。

問 1 今の中学生になって、いじめられたことがありますか。

- ア ある イ いつ頃(月) イ ない

問2へ進んでください。

問9へ進んでください。

問 2 誰からいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア 同級生 イ 上級生、下級生 ウ 部活動(学校外でのスポーツ活動等を含む)と一緒にしている生徒  
エ 他の学校の生徒 オ 地域の人 カ その他( )

問 3 どんないじめを受けましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア 言いかかりをつけられたり、おどされたりした イ 冷やかされたり、からかわれたりした(身体のことや言葉づかいなど)  
ウ 仲間はずれにされたり、無視されたりした エ なぐられたり、けられたりした  
オ お金やものをとられた カ 自分のものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりした  
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどを無理やりさせられた  
ク いろいろな用事を言いつけられて、無理やりさせられた  
ケ インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた  
コ その他( )

問 4 いじめられたとき、学校、家族、友人に、どんなことをしてほしいですか。

(下の欄に書いてください。)

学校に:

家族に:

友人に:

問 5 今もいじめは続いているですか。 ア 続いている イ 続いていない

問 6 いじめられたことを誰かに相談しましたか。 ア 相談した イ 相談していない

問7へ進んでください。

問8へ進んでください。

問 7 誰に相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア 家族 イ 友人や先輩、後輩 ウ 担任の先生 エ 症理の先生  
オ 校長先生や教頭先生 カ ウ～オ以外の先生 キ スクールカウンセラーや相談員の先生  
ク 学校以外の相談機関 ケ その他( )

\*次は、問9へ進んでください。

問 8 相談していない理由はなんですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア 他の人に相談するよけいにいじめられるから イ 他の人に相談してもわかつてくれないから  
ウ 自分の弱いところを見せたくないから エ 家族に言うと悲しむから  
オ その他( )

問 9 あなたは、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。 ア ある イ ない

問10へ進んでください。

問11へ進んでください。

問10 あなたは、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか。

当てはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした イ いじめられている人の話を聞いたり相談に乗ったり励ましたりした  
ウ 先生に相談した エ 友だちや先輩などに相談した  
オ 自分の家族に相談した カ いじめられている人の家族に相談した  
キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した ク 何もしなかった(できなかった)  
ケ その他( )

問11 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。

当てはまるものに、すべて○をつけ、その他があれば書いてください。

- ア 学校や学級で話し合い、ルールをつくり、みんなが守るようにすること  
イ 学級会(ホームルーム)や生徒会でいじめをなくす活動をすること  
ウ 相談室や相談箱などを整えたり、先生が相談に乗ってくれたりすること  
エ 先生が、悪いことは「悪い」と厳しく指導すること  
オ 遊びやスポーツ、レクリエーションなどでみんなが交流すること  
カ ボランティアなどのいろいろな体験活動をみんなで一緒にすること  
キ 地域の人がいつも学校に来て一緒に活動するような学校にすること  
ク 保護者が子どもに善悪をきちんと教えること  
ケ その他( )

◆これで終わりです